

就学援助を申請したいときは

◆就学援助制度について(吉野川市教育委員会)

趣旨

就学援助制度とは、経済的な理由により 就学の困難な児童・生徒に対して、学用品費・通学用品費・修学旅行費・校外活動費・給食費・医療費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るものです。

◆初めて申請するときは・・・

- 申請希望の場合は、担任にその旨をお伝えください。
『就学援助申請書(兼 世帯票・委任状)』をお渡しますので、必要事項を記入し、学校に提出してください。
- 年度はじめの認定にあたっては、前々年の所得に基づいて認定の処理をし、7月に前年の所得によって本認定されます。

◆次の学年でも引き続き希望する場合は・・・

- 申請は毎年新たになりますので、継続して希望する場合も『就学援助申請書(兼 世帯票・委任状)』を提出いただきます。
- 4月から6月までは前年度認定を継続し、7月に前年の税が確定した後に本認定されます。

◆支払い方法は・・・

- 1 学校長委任払い・・・教育委員会より学校長の口座に振り込まれ、学校を通じて支給される。
- 2 口座振込・・・保護者の口座に直接振り込まれる。
新規の場合、銀行口座の登録が必要です。

注意事項 ・学用品費・新入学用品費・通学用品費は学期末の翌月にまとめて支払われます。

- ・口座振り込みを希望しても支払いが滞った場合、学校長委任払いに変更される場合があります。
- ・所得の申告を必ずしてください。
申告ができていないと認定されません。



お問い合わせ 吉野川市教育委員会 学校教育課 (0883-22-2273)
または、飯尾敷地小学校 就学援助担当